

特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

〇〇年 6 月 1 日

小 田 原 市 長 様

申請者	所在地	小田原市荻窪 300	法人番号	0000000000000
	名称及び代表者職氏名	小田原商店(株) 代表取締役 小田原 花子	連絡先	33-1300
			担当者	小田原 太郎
			指定番号	7001234567

(個人事業主にあつては、住所、氏名及び連絡先等)

地方税法第321条の5の2第1項及び第328条の5第3項の規定による

特別徴収税額の納期の特例について承認を受けたく申請します。

特例の適用を受けようとする税額	〇〇年6月以降の支給に係る給与及び退職手当等に対する税額		
申請の日の属する月の前6月間の月別の給与の支払を受ける者の人数及び当該給与の金額 ※( )内は、臨時に雇用している者に係るもの	〇〇年 5月	(外 2人) 5人	(外 120,000円) 1,500,000円
	〇〇年 4月	(外 2人) 5人	(外 120,000円) 1,500,000円
	〇〇年 3月	(外 2人) 5人	(外 120,000円) 1,500,000円
	〇〇年 2月	(外 0人) 5人	(外 円) 1,500,000円
	〇〇年 1月	(外 0人) 5人	(外 円) 1,500,000円
	〇〇年 12月	(外 0人) 5人	(外 円) 1,500,000円
現に、市税の滞納又は最近において著しい納付もしくは納入の遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない事由によるものであるときは、その事由			
申請の日前1年以内における納期の特例承認の取消の有無及び取消年月日	有 ( 年 月 日取消 ) ・ <input checked="" type="radio"/> 無		

◎注意

- (1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者の人数が常時10人未満の者です。
- (2) 滞納や著しい納入遅延があるような者については、この特例の承認を受けられないことがあります。

*市役所処理	承認	このことについて承認してよろしいか	決裁印	課長	副課長	係長	担当員	担当者
	却下	却下	決裁	年 月 日 通知		年 月 日		市税第 号

# 市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例について

## 1 納期の特例について

納期の特例とは、給与等の支払の際に徴収した特別徴収税額を、徴収した月の翌月の10日までに市町村に納入する旨の法の規定にかかわらず、年2回、すなわち6月から11月までの分については12月10日までに、12月から翌年5月までの分については6月10日までにそれぞれ納入することができる制度です。(12月10日及び6月10日がそれぞれ日曜日・祝日のときはその翌日、土曜日のときはその翌々日が納期限となります。)

## 2 納期の特例の承認申請

納期の特例を受けようとする方は、「特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」を、小田原市長に提出してください。

## 3 納期の特例の承認が受けられる方

次のすべての事項に該当する方が承認されます。

- イ その承認を受けようとする事務所等において給与の支払を受ける者が常時10人未満である。
- ロ ハに該当しないことによる取消し(イに該当しないことのみを理由としてされたものを除く)の通知を受けた日から1年を経過していること。
- ハ 現に小田原市の市税に滞納がなく、申請を認める場合に徴収した特別徴収税額の納入に支障が生ずるおそれがないと認められること。

## 4 納期の特例の承認の通知

承認の可否を文書で特別徴収義務者へ通知します。

## 5 受給者が9人を超えた場合

納期の特例の承認を受けている特別徴収義務者の受給者が常時9人を超えた場合には、遅滞なく「特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」を提出してください。この場合において、その提出の日の属する月以後の期間について、その承認は効力を失います。

## 6 納期の特例の承認取消し

小田原市長は、3のイ・ロ・ハに該当しない事実が生じたと認める場合には、既に行った納期の特例の承認を取消すことがあります。